

移住支援金の要件

【2人以上の世帯】

(1) 本市に転入する前の居住地において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3) 国から新潟県への新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後であって、平成31年4月1日以降に、本市に転入したこと。

(4) 支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。